

10年を振り返る

そして10年後の未来へ

市では1月11日に成人式が行われ、今年は男性306人、女性308人、合計614人の方が大人の仲間入りをしました。新成人の皆さん、おめでとうございます。

さて、土岐市第1次男女共同参画プランが策定された平成16年から計画期間である10年が経過しました。前年3月に第2次男女共同参画プランを策定したところですが、今年成人を迎えた皆さんは、第1次プランと共に時代の変化を体験し、成長してきた皆さんともいえます。

この10年間で、学校教育の場では男女混合名簿の活用や中学生の性別によるジャージの色分け廃止などが行われました。また近年、積極的に育児に参加する男性を表す「イクメン」や、理系女子を表す「リケジョ」といった言葉が生まれましたが、これも男女共同参画の推進を表すものの一つだといえます。成人式といえば、近年、学校

行事や総合学習の一環として「1/2成人式」を開く地域が全国的に増えてきています。これは20歳の半分である10歳の時に開催されるもので、市内のいくつかの小学校でも実施されています。内容は、記念に写真を撮ったり、将来の夢を語ったり、感謝の手紙を読んだりとさまざまです。保護者も子どもも今までの10年を振り返り、これから成人するまでの10年間の人生を見つめ直す一つの機会となっているようです。

市では、2月1日に市制60周年を迎えます。これを記念して、10年後の市制70周年に思いを届ける「未来レター」を企画しました。市民の皆さんなどから預かった計635通の手紙は市役所で大切に保管され、10年後に大切な方々へ届けられます。

これからの10年で男女共同参画社会をどのように推進していくのか。皆さんもぜひ一緒に考えてみませんか。

消費生活のお話 〈他人事じゃない!? 怖~いトラブル〉

秘書広報課広報広聴係 (内線186)

ワンクリック請求…「救済する」という
探偵業者に高額な手数料を支払った

(事例)

アダルトサイトを見ようと、年齢確認をクリックしたら、登録料として9万円を請求された。対処法をインターネットで検索していたら「救済します」と表示のある、探偵をかたる業者のサイトにたどり着いた。電話をして詳しく話を聞くと、救済には5万円が必要だと言われ、救済手数料を振り込んでしまった。

そもそも、ワンクリック請求は契約の無効が主張できるので「救済する」ということ自体がおかしな話です。この場合、相手業者が何らかの救済行動を取るとは考えられません。詐欺被害に付け込む手法の典型的な事例です。

探偵業者に解約・返金交渉を行う権限は法律で認められていません。詐欺被害を解決・救済すると勧誘する業者には十分注意が必要です。

少しでも不安に思ったら、消費生活相談窓口にご相談ください。

消費生活相談窓口

場所 市役所1階 広報広聴係
常設 月~金曜日・午前9時~午後4時
巡回相談 毎週木曜日・午前10時~午後4時 (予約優先)
※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

